

後期高齢者医療制度の 新しい保険証をお届けします

- 平成30年8月1日からは、同封した「**緑色**」の保険証を使ってください。病院等にかかる時は、この保険証を必ず窓口で見せてください。
- 平成30年8月1日以降は、今までお使いの「**藤色**」の保険証は無効となり使えなくなります。

高額療養費の自己負担限度額について

高額療養費制度とは、ひと月に支払った医療費が高額になり決められた上限額を超えた場合に、上限額を超えて支払った額を払い戻す制度です。

○平成30年8月から、自己負担限度額が以下のように変わります。

【平成30年7月診療まで】

負担区分	外来+入院（世帯単位）	
	外来のみ（個人単位）	
現役並み所得者	57,600円	80,100円+（医療費-267,000円）×1% <44,400円>※1
一般	14,000円 （年間上限額144,000円）※2	57,600円 <44,400円>※1
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

【平成30年8月診療から】

負担区分	外来+入院（世帯単位）	
	課税所得	外来のみ（個人単位）
現役並み所得者	690万円以上 【現役並みⅢ】	252,600円+（医療費-842,000円）×1% <140,100円>※1
	380万円以上 【現役並みⅡ】	167,400円+（医療費-558,000円）×1% <93,000円>※1
	145万円以上 【現役並みⅠ】	80,100円+（医療費-267,000円）×1% <44,400円>※1
一般	18,000円 （年間上限額144,000円）※2	57,600円 <44,400円>※1
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

※1 過去12か月以内に「外来+入院」の上限額に4回以上達した場合は、4回目から上限額が<>内の金額になります。

※2 年間上限額とは、8月1日から翌年7月31日までの1年間の上限額です。

現役並みⅡまたは現役並みⅠに該当する人は、ご注意ください！

平成30年8月以降、ひと月にひとつの医療機関での支払いが自己負担限度額を超える可能性がある人は、市町担当窓口にて「限度額適用認定証」の交付を申請してください。

医療機関で「限度額適用認定証」が提示されない場合、医療機関での支払額が高額になる場合があります。

（その場合でも、上限額を超えて支払われた額を後日払い戻すよう申請することができます。）

限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）について

世帯全員が住民税非課税の人は、病院等に入院・通院する際に、保険証とあわせて『減額認定証』を病院等の窓口に表示することで、自己負担限度額及び標準負担額（食事代等）が、所得区分に応じた額に減額されます。

減額認定証が交付されていないと、上記の減額は適用されませんので、次の「1）対象者」のうち減額認定証が必要な人は「2）手続方法」をご確認ください。

なお、交付された減額認定証は、必ず入院・通院時又は入院した月の月末までに病院等に提示してください。

1）対象者：「世帯全員が住民税非課税」の人（所得区分が低所得者Ⅱまたは低所得者Ⅰの人）

◇所得区分については、同封の小冊子8ページをご覧ください。

2）手続方法

○既に減額認定証をお持ちの人

現在交付されている減額認定証の有効期限は、「平成30年7月31日」です。**8月以降も『対象者』に該当する人は、自動更新されますので、申請の必要はありません。**今回、保険証に同封されていない人は、7月末までにお住まいの市町の後期高齢者医療担当課から送付されます。

○減額認定証をお持ちでない人

現在、減額認定証をお持ちでなく、上記の『対象者』に該当する人は、**お住まいの市（区）役所または町役場の担当窓口**に申請をしてください。申請が無いと減額認定証は交付されません。食事代などの減額が適用されるのは申請された月の初日からになりますので、ご注意ください。

◇負担額等の詳細については、同封の小冊子10～13ページをご覧ください。

限度額適用認定証について

左表の**現役並みⅡまたは現役並みⅠ**の人は、『限度額適用認定証』を病院等の窓口に表示することで、それぞれの所得区分に応じた自己負担限度額が適用されます。限度額適用認定証の必要な人は、お住まいの市（区）役所または町役場の担当窓口にて申請をしてください。

ジェネリック医薬品をよく知って上手に活用しましょう

医師の処方に基づき調剤される医療用薬品のうち、新薬（先発医薬品）の特許期間終了後に承認を得て販売される、同じ主成分・同等の効果を持つ薬を「ジェネリック医薬品（後発医薬品）」といいます。

ジェネリック医薬品は、開発の期間や費用を抑えられるため、薬価は新薬より低く設定されています。

○まずは医師に尋ねましょう

ジェネリック医薬品に替えられるか、まず医師にお尋ねください。新薬が良いと判断された場合でもその理由を確認することが、自ら薬を選択する第一歩です。

○薬局の薬剤師に相談しましょう

薬剤師に、価格や効果、副作用などジェネリック医薬品と新薬との違いや特徴について納得がいくまで相談し、自分にあった薬を選びましょう。

ウラ面もご覧ください

保険料の通知について

○平成30年度の保険料については、8月に通知されます。

保険料に関する通知は、お住まいの市町から送付されます。

なお、すでに年金からの差し引き（特別徴収）により保険料を4・6・8月に仮徴収されている人についても、改めて8月に保険料に関する通知をします。

ただし、今年の6月及び7月に後期高齢者医療制度に加入した人については、9月に保険料に関する通知をします。

保険料率の改定について

○平成30年4月1日より、保険料率が改定されました。

保険料率は、医療費や現役世代との人数のバランスを考慮し、2年に一度改定されます。

平成30・31年度の保険料率は以下のとおりです。

	28・29年度	30・31年度	上昇額（率）
所得割額	7.85%	7.85%	—
均等割額	39,500円	40,400円	900円
賦課限度額	57万円	62万円	5万円

○保険料の算出方法については、同封の小冊子18ページをご覧ください。

保険料軽減措置について

○所得が低い方に対する軽減

世帯の所得水準に合わせ、次のとおり軽減されます。

・均等割額に対する軽減

世帯主及びすべての被保険者の総所得金額等の合計（※1）	軽減の割合
①（33万円+50万円×被保険者数）以下のとき	2割
②（33万円+27.5万円×被保険者数）以下のとき	5割
③ 33万円以下のとき	8.5割（※2）
④ ③の内、世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない場合	9割（※2）

（※1）軽減の判定時には、保険料がかかる年の1月1日現在で65歳以上の人の公的年金等に係る所得からは、さらに15万円を控除します。

（※2）本来は7割ですが、特例措置がとられています。

○被用者保険の被扶養者であった人の軽減措置

後期高齢者医療制度に加入する前日まで、「会社などの健康保険の被扶養者」であった人は、所得割が課されず、均等割が5割軽減されます。

保険料の納めかた

○保険料は次のいずれかの方法により納めていただくことになります。

- 1) 特別徴収
年金が支給される際に、保険料が差し引かれます。
年金を受給している人は、法令により原則として特別徴収が行われます。
- 2) 普通徴収
特別徴収の対象とならない人は、納付書や口座振替により保険料を納めていただきます。
納付書は、お住まいの市町から送付され、お近くの金融機関等で納めることができます。

○保険料の納付は、年金からの差し引き（特別徴収）から口座振替（普通徴収）へ変更することができます。

口座振替を希望される場合は、お住まいの市（区）役所または町役場の担当窓口へご相談ください。変更手続きの時期によっては、直近の年金受給月からの変更間に合わない場合があります。

◇詳しくは同封の小冊子19・20ページをご覧ください。

○便利で納め忘れのない、口座振替をご利用ください。

年度途中で75歳になられた人や、他市町村から転入された人、昨年度に特別徴収が一旦停止となった人は、特別徴収を開始するまでの間は、普通徴収が行われます。

これまでに後期高齢者医療保険料の科目で口座振替の手続きをしていない場合は、納付書で保険料を納めていただくことになります。便利で納め忘れのない、口座振替の手続きをしておきましょう。

○保険料は、病院や薬局へ支払われる皆様の医療費へ充てられています。

皆様に納めていただく保険料は、安定的な医療制度を維持していくために不可欠ですので、納め忘れのないように納期限までの納付をお願いします。

また、事情があって保険料の納付が困難なときなど、納付に関することはお住まいの市（区）役所または町役場の担当窓口へご相談ください。

マナーを守って受診しましょう

休日や夜間に救急病院を受診する方が増え、緊急性の高い重症の患者さんの治療に支障をきたしています。救急医療はあくまでも急病時のためのものです。

日頃から自分の症状を把握し、相談できる「かかりつけのお医者さん」を持ち、具合が悪いときは早めの受診を心掛けましょう。

また、同じ病気で複数の医療機関に同時期にかかる重複受診は控えましょう。

不審な電話や訪問者にご注意ください

～静岡県内で不審な電話があったとの情報が多数寄せられています～

○市町や広域連合がキャッシュカードやクレジットカードの暗証番号などをお聞きすることは一切ありません。
○被保険者のみなさんにATM（現金自動預け払い機）を利用して保険料等の支払いや還付の手続きをお願いすることはありません。
○「おかしいな」と思うときは、相手の名前や電話番号を確認し、やり取りの前にお住まいの市（区）役所や町役場の担当窓口または広域連合にご確認ください。